

伊勢崎市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業の管理者の権限を行う市長、消防長及び病院事業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 市の機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。以下同じ。）について、規則で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。

4 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載することができる。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されて

いる場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

3 市の機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

（訂正請求の手続）

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載することができる。

（利用停止請求の手続）

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載することができる。

（伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第8条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年伊勢崎市条例第37号）第1条の規定により設置される伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- （1） この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- （2） 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- （3） 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の必要な事項を定めようとする場合

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（伊勢崎市個人情報保護条例の廃止）

2 伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）は、廃止する。

（伊勢崎市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の伊勢崎市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第10条第3項の規定によるその職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定により受託した事務に従事している者又はこの条例の施行前において当該事務に従事していた者に係る同条第2項の規定によるその職務上知り得た旧個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に旧実施機関が指定管理者に管理を行わせている公の施設の管理の事務に従事している者又はこの条例の施行前において当該公の施設の管理の事務に従事していた者に係る旧条例第45条第1項の規定により準用する旧条例第12条第2項の規定によるその職務上知り得た旧個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前に旧条例第13条、第26条又は第33条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第6号に規定する自己情報の開示（これに係る旧条例第24条に規定する費用負担を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 7 附則第3項から第5項までに規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 8 前項に規定する者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前に旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する行政情報に記録された旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 9 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 10 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（伊勢崎市情報公開条例の一部改正）

11 伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（伊勢崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

12 伊勢崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第58号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（伊勢崎市債権管理条例の一部改正）

13 伊勢崎市債権管理条例（平成30年伊勢崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）